お茶の生産農家の皆様へ！！

# お茶の生産についてのＱ＆Ａ
## ～原子力発電所事故を踏まえて～
（平成２３年５月２４日現在）

●　今般の東日本大震災で被害を受けられた方には、心よりお見舞い申し上げます。

●　さて、一部地域で、お茶の生葉から食品衛生法上の暫定規制値を上回る放射性物質が検出されたことを踏まえ、今後のお茶生産についてはどうなるのかというご心配の声が寄せられています。ご質問の多いものについて、Ｑ＆Ａに取りまとめましたので、今後のお茶生産の参考にしていただきたいと思います。

●　今後もこのようなＱ＆Ａを通じて、皆様のご質問等にお答えすることとしておりますので、ご意見等がありましたら、ご連絡ください。

●　Ｑ＆Ａは、皆様からのご質問や今後の検討に合わせて、随時更新します。農林水産省のホームページに掲載しますので、ご覧下さい。

農林水産省生産局
生産流通振興課

# 目　　次

Ｑ１　原発事故は、お茶生産に対してどのように影響を及ぼしているのですか。

出荷自粛地域における茶園の管理等について

Ｑ２　新芽の摘採や、整枝・剪定を行ってもよいですか。

Ｑ３　施肥・防除等については、どのように行えばよいですか。

Ｑ４　摘採に使用した摘採機は、どのように洗浄すればよいですか。

出荷自粛地域における茶葉、剪定枝、荒茶の対処について

Ｑ５　出荷自粛地域において刈取った茶葉については、どのように対処する必要がありますか。

Ｑ６　出荷自粛地域において剪定等により発生した剪定枝等については、どのように対処する必要がありますか。

Ｑ７　出荷自粛地域の茶園から製造し、保管していた荒茶については、どのように対処する必要がありますか。

賠償について

Ｑ８　出荷自粛により被った損害は賠償の対象となりますか。

Ｑ９　風評被害で価格が低下し、所得が減少したことについては、賠償の対象となりますか。

Ｑ１　原発事故は、お茶生産に対してどのように影響を及ぼしているのですか。

Ａ１　原発事故により放射性物質が大気中に放出され、茶園にも降下しました。３月下旬以降、空間放射線量は減少又は安定化していますが、萌芽期前にあった茶樹は葉に放射性物質を受け止め、４月以降に萌芽した新芽からも放射性物質が検出されています。

一部の産地では、食品衛生法上の暫定規制値を上回る放射性セシウムが生葉から検出され、県から当該市町村やＪＡ関係者に対し、出荷自粛が要請されているところです。

今後、茶樹における放射性物質の移行等について、調査により明らかにしていきます。

## 出荷自粛地域における茶園の管理等について

Ｑ２　新芽の摘採や、整枝・剪定を行ってもよいですか。

Ａ２　現に出荷自粛が行われている地域においても、茶園を良好に管理するため、新芽を適期に摘採することが望ましいと考えられます。

また、新芽の摘採後の整枝や剪定についても、通常の管理と同様に行うことが望ましいと考えられます。

Ｑ３　施肥・防除等については、どのように行えばよいですか。

Ａ３　現に出荷自粛が行われている地域における施肥・防除等についても、茶園を良好に管理するため、通常の地域の栽培暦に従って適切に行うことが望ましいと考えられます。

Ｑ４　摘採に使用した摘採機は、どのように洗浄すればよいですか。

Ａ４　生葉の摘採機については、通常どおり、別の茶園において使用する前に、機械に付着した土、ほこり、葉くずなどを落とすための洗浄をこれまでと同様に行えばよいと考えています。

## 出荷自粛地域における茶葉、剪定枝、荒茶の対処について

Ｑ５　出荷自粛地域において刈取った茶葉については、どのように対処する必要がありますか。

Ａ５　出荷の自粛が行われている茶園の茶葉については、従来と同様に、農地に埋却していただいて構いません。

Ｑ６　出荷自粛地域において剪定等により発生した剪定枝等については、どのように対処する必要がありますか。

Ａ６　出荷の自粛が行われている茶園の剪定枝等については、従来と同様に、農地に埋却していただいて構いません。

Ｑ７　出荷自粛地域の茶園から製造し、保管していた荒茶については、どのように対処する必要がありますか。

Ａ７　出荷の自粛が行われている茶園から製造された荒茶については、農地に埋却していただいて構いません。

（＊Ｑ５～７共通：福島県浜通り及び中通り地域においては、１箇所に集めて保管しておいて下さい。）

## 賠償について

Ｑ８　出荷自粛により被った損害は賠償の対象となりますか。

Ａ８　原子力損害賠償紛争審査会で提示された第一次指針においては、暫定規制値を超える放射性物質の検出があったことを理由に地方公共団体が出荷の自粛要請を行ったため、出荷の断念を余儀なくされ、減収が生じた場合には、その減収分が賠償の対象となる損害と認められています。

　また、出荷の断念により生じた廃棄費用等の追加的費用も合理的な範囲で損害と認められています。

Ｑ９　風評被害で価格が低下し、所得が減少したことについては、賠償の対象となりますか。

Ａ９　今回の原子力発電所の事故によって生じる損害については、出荷制限を受けた農産物に限らず、一般論として、事故と相当の因果関係が認められるものについて、原子力損害の賠償に関する法律に基づき適切な賠償が行われることになります。

　なお、風評被害に係る賠償の範囲は、原子力損害賠償紛争審査会において、今後検討されることとなります。